

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

- ◇告 示 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(農村整備課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、中山町土地改良区の定款の変更を平成元年五月二日認可したので、
同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を平成元年五月二日認可したので、
同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十六号

若桜町が行う土地改良事業に係る柝原地区の換地計画の認可申請につい
ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律
第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四
項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦
覧に供する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年五月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字神谷字梅鳴五七〇・五七一・五七二の一・字横岩七七四・字浅見谷七七八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字横谷一〇九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字本谷一〇九四の一・字西ヶ谷奥一〇九三の一
九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口字波字坂ノ谷五四四・五四五（以上二筆について
次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、
東伯町から東伯都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたの
で、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦
覧に供する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月二十九日 鳥取県指令受米土維第九百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎七三八一

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 進

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

平成元年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年五月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成元年五月十日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
三 議題 第十五回参議院議員通常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年五月九日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 平成元年五月十一日(木)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員長室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他